

大正十一年大蔵省令第三十二号

日本銀行國債事務取扱規程

國債規則第二條ニ依リ日本銀行國債事務取扱規程左ノ通定ム

第一章 總則

第一條 日本銀行ハ別段ノ定アルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ國債ニ関スル事務ノ取扱ヲ為スヘシ

第二條 日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ニ於テ國債ニ関スル事務ノ取扱ヲ為スヘシ

第三條 日本銀行ハ其ノ本店、支店及代理店ニ於テ國債ニ関スル事務ノ取扱ヲ為スヘシ

第四條 日本銀行ハ國債ノ發行ニ依ル収入金及國債元利払資金ノ収支ヲ日本銀行國庫金取扱規程第六十三條ノ國庫金總括帳ニ記入シ同第七十七條ノ國庫金貸借対照表ニ之ヲ編入スヘシ

第五條 本令ノ施行ニ必要ナル取扱手續ニシテ財務大臣ノ定ムルモノヲ除クノ外ハ日本銀行之ヲ定メ財務大臣ニ報告スヘシ其ノ改廃ニ付亦同シ

第六條 日本銀行ハ國債ノ募集其ノ他ノ起債ニ付テハ本章ノ規定及別ニ定ムル所ニ依ルノ外其ノ時々財務大臣ノ命スル所ニ依リ其ノ取扱ヲ為スヘシ

第七條 日本銀行ハ揭示、新聞廣告其ノ他適切ナル方法ヲ以テ國債募集ノ廣告ヲ為シ且応募申込書ノ用紙ヲ配布スヘシ

第八條 日本銀行ハ応募申込書ニ添へ応募申込保証金ノ提出ヲ受ケタルトキハ之ニ對シテ領收証書ヲ交付スヘシ

第九條 日本銀行ハ応募申込ノ状況ヲ毎日支店及代理店ヲシテ本店ニ電報セシメ本店ノ分ト併セテ其ノ要項ヲ財務省ニ報告スヘシ

第十條 日本銀行ハ各応募申込ニ對シ募入額ヲ決定シ之ヲ各応募者ニ通知シ其ノ願末ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第十一條 日本銀行ハ國債ノ応募者ヨリ応募申込金及受入經過利子(國債ノ發行等)に關する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第八條第三項又ハ物価運動國債ノ取扱に關する省令(平成十六年財務省令第七号)第五條第二項ニ規定スル金額ヲ謂フ以下同ジ)ノ払込ヲ受ケタルトキハ領收証書ヲ交付シ払込完了ノ後之ト引換ニ

國債証券ヲ交付スヘシ但シ國債規則第二十七條ノ規定ニ依リ國債登錄簿ニ登錄ノ請求ヲ為シタル者ニ對シテハ領收証書ト引換ニ登錄済通知書ヲ交付スヘシ

日本銀行ハ前項ノ規定ニ拘ラス応募者ニ對シ応募申込金及受入經過利子ノ払込完了ト同時ニ國債証券又ハ登錄済通知書ヲ交付スルコトヲ得

日本銀行ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ応募者ヨリ振替國債(其ノ權利ノ帰屬ガ社債、株式等の振替に關する法律(平成十三年法律第七十五号)ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレリモノヲ謂フ以下同ジ)ノ応募申込金及受入經過利子ノ払込ヲ受ケタルトキハ當該応募者ヨリ報告ヲ受ケ同法第九十二條第一項ノ通知ヲ行フモノトス

第十二條 日本銀行ハ國債ノ応募金額中払込ノ完了シタルモノアルトキハ一箇月毎ニ其ノ國債ノ名称、記号、國債額及払込金額ヲ財務省ニ報告スヘシ

第十三條 日本銀行ハ國債ノ發行ニ依リ応募申込金又ハ發行代金、受入經過利子、応募申込保証金、延滞利子其ノ他ノ収入金ヲ収入シタルトキハ夫々政府短期証券(政府資金調達事務取扱規則(平成十一年大蔵省令第六号)第二條ニ規定スル政府短期証券ヲ謂フ以下同ジ)及割引短期國庫債券(政府短期証券及割引短期國庫債券ノ取扱に關する省令(平成十四年財務省令第六十七号)第一條ニ規定スル割引短期國庫債券ヲ謂フ以下同ジ)以外ノ國債ノ發行ニ依リ収入金ハ公債發行收入金トシテ、政府短期証券及割引短期國庫債券ノ發行ニ依リ収入金ハ政府短期証券發行高トシテ受入レ整理シ更ニ政府短期証券發行高(政府短期証券ノ發行ニ依リ収入金ニ保ルモノニ限ル)ハ夫々財務省証券發行高、食糧証券發行高、石油証券發行高、原子力損害賠償支援助証券發行高又ハ融通証券(政府資金調達事務取扱規則第二條第三号、第三号ノ二及第四号ニ規定スル融通証券ヲ除ク以下同ジ)發行高ニ整理スヘシ但シ政府短期証券發行高トシテ受入レ整理シタル収入金ガ夫々財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援助証券又ハ融通証券ノ發行額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ發行額ヲ超ユル金額ハ政府短期証券發行高ヨリ払

出シ財務省証券ノ發行額ヲ超ユル金額ハ一般会計又食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援助証券又ハ融通証券ノ發行額ヲ超ユル金額ハ夫々食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援助証券又ハ融通証券ノ負担會計ノ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ

第十四條ノ二 日本銀行ハ國債ノ応募者カラ払込ヲ受ケタル延滞利子又ハ國二帰屬シタル応募申込保証金ノ金額ヲ財務省ニ報告シ納入告知書ノ交付ヲ受ケヘシ

第十四條ノ三 日本銀行ハ前條ノ場合ニ於テ財務省ヨリ納入告知書ノ交付ヲ受ケタルトキハ公債發行收入金ヨリ払出シ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ

第十五條 日本銀行ハ國債ノ發行ニ依リ収入金ノ出納ヲ整理スル為公債發行收入金受払帳、政府短期証券發行高受払帳、財務省証券發行高受払帳、食糧証券發行高受払帳、石油証券發行高受払帳、原子力損害賠償支援助証券發行高受払帳及融通証券發行高受払帳ヲ備フヘシ

公債發行收入金受払帳ハ國債ノ名称及記号別ニ応募申込金又ハ發行代金、受入經過利子、応募申込保証金、延滞利子及代用払込超過額毎ニ、政府短期証券發行高受払帳ニハ記号別ニ応募申込金又ハ發行代金毎ニ又財務省証券發行高受払帳、食糧証券發行高受払帳、石油証券發行高受払帳、原子力損害賠償支援助証券發行高受払帳及融通証券發行高受払帳ニハ記号別ニ口座ヲ設クヘシ

第十六條 削除

第十七條 日本銀行ハ國債ノ發行ニ依リ収入金ノ内募入外保証金又ハ証券代用払込超過額ノ払戻ヲ要スルトキハ夫々領收証書ト引換ニ之カ支払ヲ為シ公債發行收入金ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第十八條 日本銀行ハ毎日公債發行收入金、政府短期証券發行高、財務省証券發行高、食糧証券發行高、石油証券發行高、原子力損害賠償支援助証券發行高及融通証券發行高ノ出納ニ關シ第一号書式ノ公債發行收入金等出納報告表ヲ調製シ之ヲ財務省ニ提出スヘシ

第十九條 日本銀行ハ財務大臣ノ命スル所ニ依リ収入金ノ伴ハサル國債証券ノ交付ヲ為シタルトキハ領收証書ヲ徴シ一箇月毎ニ之ヲ取纏メ翌月二十日迄ニ財務省ニ提出スヘシ

前項ノ領收証書ハ國債ノ名称毎ニ区分シテ之ヲ編綴シ表紙ニ其ノ金額及紙數ヲ記載スヘシ

第一項ノ領收証書中其ノ提出期限内ニ未到達ノモノアルトキハ其ノ旨ヲ表紙ニ記載シ爾後到達スルニ從ヒ別ニ区分編綴シテ之ヲ提出スヘシ

第三章 國債証券

第二十条 日本銀行ハ獨立行政法人国立印刷局ヨリ証券類(白紙、未完成國債証券、國債証券、添附利札、記名紙及各其ノ見本ノ類ヲ謂フ以下同シ)ヲ受領シタルトキハ其ノ品目、數量及受入年月日ヲ財務省ニ報告スヘシ

第二十一條 日本銀行ハ其ノ保管スル証券類ニ刷入ヲ要スルモノアルトキハ財務省ノ通知ニ依リ其ノ証券類ヲ獨立行政法人国立印刷局ニ引渡スヘシ

第二十二條 削除

第二十三條 日本銀行ハ法令其ノ他ノ規定又ハ財務大臣ノ許可ニ依ル場合ヲ除クノ外其ノ保管スル証券類ヲ他人ニ交付シ又ハ貸与スルコトヲ得ス

第二十四條 日本銀行ハ其ノ本店ニ國債証券台帳ヲ置キ國債証券ノ發行及銷却ヲ登記スヘシ

國債証券台帳ノ様式及記入ノ方法ハ日本銀行之ヲ定メ財務大臣ニ報告スヘシ

國債証券台帳ハ其ノ保全ノ為必要アリト認めル場合ヲ除クノ外之ヲ日本銀行本店外ニ搬出スルコトヲ得ス

國債証券台帳ハ之ニ登記シタル國債証券全部ノ元金及利子ノ消滅時効完成スヘキ時期ノ後一年ヲ經過スル迄之ヲ保存スヘシ

第二十五條 日本銀行ハ毎月國債証券台帳ニ依リ其ノ月中ニ起債ノ為發行シタル國債証券ノ名稱、記号及發行總額ヲ記載シタル調書ヲ調製シ臨檢ノ財務省官吏ニ提出スヘシ但シ第十九條ニ規定スル國債証券ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 國債証券及添附利札ノ押印加工、利札ノ継足及記名紙ノ貼附契印ハ成規定例ニ從ヒ日本銀行本店ニ於テ之ヲ取扱フヘシ但シ政府短期証券ノ加工ハ支店ニ於テ利札ノ継足ハ支店及代理店ニ於テモ之ヲ取扱フシムルコトヲ得

第二十七條 日本銀行ハ國債ノ起債、汚染毀損ノ引換、分割併合、附屬利札ノ了了、登録ノ除却其ノ他ノ事由ニ因リ証券類ノ交付ヲ要スルトキハ其ノ時々之ヲ取扱店ニ回付シ受取人ニ交付ノ手續ヲ為スヘシ但シ証券類送付ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノ本旨ニ依リテ相當ノ取扱ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ領收証書中其ノ提出期限内ニ未到達ノモノアルトキハ其ノ旨ヲ表紙ニ記載シ爾後到達スルニ從ヒ別ニ区分編綴シテ之ヲ提出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ国債証券又ハ其ノ附属利札中不項ノ二属スルモノヲ生スルトキハ日本銀行直ニ之ヲ廃棄スル必要ナル手續ヲ為スヘシ

第二十八條 日本銀行ハ国債規則第十四條(第十五條及第二十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ欠缺利札ニ対スル納付金ヲ徵收シタルトキハ其ノ金額及事由ヲ財務省ニ報告シ納入告知書ニ依リ之ヲ納付スヘシ

前項納付金ノ払戻ヲ要スルモノアルトキハ其ノ時々金額、事由及受取人ノ住所氏名ヲ財務省ニ報告スヘシ

第二十九條 元金償還又ハ買入銷却ニ因リ回収シタル証券ハ回収ノ日ノ属スル年度経過後一年間、利子支払其ノ他ノ事由ニ因リ回収シタル利札ハ其ノ利子ノ消滅時効完成スヘキ時期迄之ヲ保存スヘシ但シ元金償還期後ノ利子支払期ノ利札ニ在リテハ其ノ元金及利子ノ消滅時効完成スヘキ時期迄之ヲ保存スヘシ

前項ノ証券ハ其ノ要部ヲ截取シ該要部ノミヲ保存スルコトヲ得

第三十條 前条ノ保存期間ヲ経過シ又ハ保存期間ノ定ナキ証券類ハ隨時之ヲ廃棄スヘシ

第三十一條 日本銀行ハ元金償還又ハ利子支払ノ国債証券、利札又ハ添附利札ヲ一箇月分毎ニ速ニ取纏メ臨検ノ財務省官吏ニ提出シ其ノ国債証券又ハ利札ノ要項ヲ記載シタル支払済証券調査書、買入銷却証券調査書又ハ支払済利札調査書二検査済ノ証印ヲ受クヘシ

第三十二條 削除

第三十三條 削除

第三十四條 日本銀行ハ毎月末日現在ノ国債証券発行額及其ノ月中ニ於ケル増減ヲ速ニ財務省ニ報告スヘシ

第三十五條 日本銀行ハ証券類出納ニ関スル帳簿ヲ備ヘ証券及利札ニ付左ノ科目ニ区分シ其保管スル証券類ヲ出納整理スヘシ但シ白紙及記名紙ハ之ヲ証券ニ編入スヘシ

予備証券

一 予備利札  
二 保管証券  
三 保管利札  
四 廃銷証券  
五 廃銷利札  
六 予備証券又ハ予備利札ハ発行又ハ交付ノ手續ヲ為ササル完成又ハ未完成ノ証券類トス  
保管証券又ハ保管利札ハ既ニ発行ノ手續ヲ為シ未タ交付ヲ終ラサルモノ其ノ他取扱上一時保管スル国債証券、利札又ハ添附利札トス

廢銷証券又ハ廢銷利札ハ発行又ハ交付ノ後回収シタル証券類及廢物又ハ不用ト為リタル未發行又ハ未交付ノ証券類トス

第一項ノ帳簿ノ様式及記入ノ方法ハ日本銀行之ヲ定メ財務大臣ニ報告スヘシ

第三十六條 予備証券又ハ予備利札ヲ廢銷証券又ハ廢銷利札ニ組換ヘタルトキハ其ノ数量及事由ヲ財務省ニ報告スヘシ

第三十七條 日本銀行ハ毎月完成証券ノ出納ノ狀況ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第四十條 削除

第四十一條 削除

第四十二條 削除

第四十三條 日本銀行ハ毎月末日現在登録国債ノ登録金額及其ノ月中ニ於ケル増減ヲ速ニ財務省ニ提出スヘシ

第四十四條 日本銀行ハ毎月振替国債ニ付其ノ月中ニ起債シタル振替国債ノ名称、記号及発行総額ヲ記載シタル調査書ヲ調製シ臨検ノ財務省官吏ニ提出スヘシ

第四十五條 日本銀行ハ国債登録簿ノ閲覧ノ請求ヲ受ケタルトキハ其ノ取扱主任者ノ面前ニ於テ之ヲ閲覧セシムヘシ

第四十六條 日本銀行ハ電子情報処理組織を使用して処理する場合における国債ノ登録手續ノ特例ニ関スル省令(平成二年大蔵省令第二十号以下本条ニ於テ特例省令ト称ス)第二條第一号ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シ国債登録簿ニ付キ照会ヲ受ケタルトキハ当該照会ニ係ル事項ヲ特例省令第二條第一号ニ規定スル入出力装置ニ出力スベシ

第四十七條 日本銀行ハ国債登録簿ノ謄本又ハ抄本交付ノ請求ヲ受ケ之ヲ複製シタルトキハ之ニ原本ト相異ナキ旨ヲ記載シ記名捺印ヲ為スヘシ

廢銷証券又ハ廢銷利札ハ発行又ハ交付ノ後回収シタル証券類及廢物又ハ不用ト為リタル未發行又ハ未交付ノ証券類トス

第五章 国債ノ償還及利子支払

第四十七條 削除

第四十八條 削除

第四十九條 国債証券ノ買入銷却ハ日本銀行財務大臣ノ命スル所ニ依リ之ヲ取扱ヒ其ノ買入レタル国債証券ノ名称、記号、額面金額ノ種類、枚数、總金額、買入価格及買入年月日ヲ財務省ニ報告スヘシ

第五十條 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十一條 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十二條 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十三條 日本銀行ハ国債元利払資金ノ出納ノ整理スル為夫々公債償還資金受払帳、政府短期証券償還資金受払帳及公債利子支払資金受払帳ヲ備フヘシ

第五十四條 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金受払帳及公債利子支払資金受払帳ニハ財務大臣ノ定ムル計算科目毎ニ又政府短期証券償還資金受払帳ニハ毎二口座ヲ設クヘシ

第五十五條 日本銀行ハ前条ノ規定ニ依リ資金ノ交付ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金ヨリ払出シ返納金戻入又ハ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十六條 日本銀行ハ前二条ノ場合ニ於テ財務省ヨリ納入告知書ヲ交付ヲ受ケタルトキハ納入告知書ノ余白ニ記載シタル区分ニ依リ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金ヨリ払出シ返納金戻入又ハ歳入金トシテ受入レ整理スヘシ

第五十七條 日本銀行ハ誤払過渡ニ係ル国債元利金ノ返納セシメタルトキハ之ヲ夫々公債償還資金、政府短期証券償還資金又ハ公債利子支払資金ニ受入ルヘシ

前項ノ場合年度経過後ニ在リテハ其ノ科目毎ニ内地払及海外払ニ区分シタル金額ヲ財務省ニ報告スヘシ

前条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十八條 日本銀行ハ毎月末日公債償還資金及政府短期証券償還資金ノ出納ニ関シ第二号書式ノ公債償還資金等出納報告表ヲ、又公債利子支払資金ノ出納ニ関シ第三号書式ノ公債利子支払資金出納報告表ヲ調製シ之ヲ財務省ニ提出スヘシ

第五十九條 削除

第六十條 日本銀行ハ減失又ハ紛失シタル無記名ノ国債証券、利札又ハ添附利札ニ対スル元金ノ償還又ハ利子ノ支払ヲ受ケタル者ヲシテ弁償ヲ為サシメタルトキ担保物ヲ以テ弁償金ニ充当シタルトキ又ハ保証人ヲシテ弁償ヲ為サシメタルトキハ其ノ時々之ノ力頼末ヲ財務省ニ報告スヘシ

第六十一條 削除

附則 (大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年七月一日前ニ整理公債條例ニ依リ減失又ハ紛失ノ届出ヲ為シタル無記名ノ国債証券又ハ利札ノ処分ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル旧公債其ノ他本令施行前ニ登録シタル国債ノ甲種国債登録簿及其ノ副本、乙種国債登録簿並附属書類ノ編綴ハ当分ノ間仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

附則 (大正十一年二月二十九日大蔵省令第六三三號)  
本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十五年八月一日大蔵省令第六三三號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十八年一月一日大蔵省令第一〇六號)  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年九月二七日大蔵省令第九六號)  
この省令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年三月二五日大蔵省令第三五五號)  
この省令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和三十三年四月一四日大蔵省令第一四四號) 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附 則 (昭和三十一年三月二十八日大蔵省令第一二二号) 抄

1 この省令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四〇年六月一日大蔵省令第四一四号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年四月四日大蔵省令第二六六号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年二月九日大蔵省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年四月二一日大蔵省令第一六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一〇月七日大蔵省令第五二二号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年三月二二日大蔵省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月二三日大蔵省令第二二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月二六日大蔵省令第一二二号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年八月二一日大蔵省令第六九号) 抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成二三年二月二〇日財務省令第八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日財務省令第六一号)

この省令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日財務省令第一九号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月一八日財務省令第七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年二月二六日財務省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日財務省令第二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特別会計に関する法律の施行の日(平成十九年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月一四日財務省令第四八号)

この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。

附 則 (平成二二年二月三日財務省令第五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月四日財務省令第七号)

この省令は、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律(平成二十一年法律第四号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一〇日財務省令第六一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
第二条 改正後の日本銀行国債事務取扱規程第十四条の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間、原子力損害賠償支援証券の発行による収入金は、融通証券発行高に整理することができる。この場合、当該収入金を別途記録管理しなければならない。

2 前項の規定により原子力損害賠償支援証券の発行による収入金を融通証券発行高に整理する場合において、支出官事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十四号)第三十九条第二項に規定する国庫金振替書に、同令第十一条第六項の規定による受入科目として「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載又は記録されているときは、融通証券発行高として受け入れるものとする。

3 前項の規定は、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則(昭和三十年大蔵省令第十四号)第五条第一項、第二項又は第五項の規定により国庫金振替書の受入科目又は払出科目に「原子力損害賠償支援証券発行高」と記載又は記録されたものについて準用する。

4 第一項の規定により融通証券発行高に整理された原子力損害賠償支援証券の発行による収入金は、平成二十四年四月一日以降、原子力損害賠償支援証券発行高に整理しなければならない。

附 則 (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二六日財務省令第一〇号)

第二号書式〔第58条〕

(略)

第三号書式

(略)

第一号書式〔第18条〕

(略)